

引っ越しの際は、住所の異動手続きを忘れずに！

入学・就職・転勤等による引っ越しで住所を異動される方は、市区町村窓口での「**正確な住所の届出**」が必要です。(法律上の義務です)

住民票の住所の異動届(転出届・転入届・転居届など)は、国民健康保険および国民年金の資格の確認や、選挙人名簿への登録などにつながる**大切な手続き**です。

※正当な理由がなく住民票の異動の届け出をしない場合、5万円以下の過料に処されることがあります。

◎住民票の異動届(転出届・転入届・転居届)の手続方法

■他の市区町村に転出・転入される場合

【引っ越し前の市区町村】
転出前に転出届を提出して「転出証明書」を受け取る。



【引っ越し先の市区町村】
転入した日から**14日以内**に「転出証明書」を添えて転入届を提出する。

■同一の市区町村で転居される場合

【お住まいの市区町村】
転居した日から**14日以内**に転居届を提出する。

「マイナンバーカード」(個人番号カード)の住所変更の届出もお忘れなく



本人確認書類となる「マイナンバーカード」の住所等は、最新のものにする必要があります。

※カードをお持ちの方のみの手続きです。

◎問い合わせ先 総務課住民係 (内線 211・212)

令和4年度放課後児童クラブ登録児童の募集

町では、保護者が仕事などにより児童を日中保育できない家庭を対象として学校授業終了後に安全適切な遊び場を与え、児童の健全育成を図る「**放課後児童クラブ**」を開設しています。

ご利用にあたっては事前に申し込み(登録)が必要です。詳しくは下記へお問い合わせください。

利用定員	40名(小平地区…20名 鬼鹿地区…20名)
対象児童	小学校に就学している児童(特に低学年児童)
場 所	小平地区 文化交流センター内 鬼鹿地区 鬼鹿小学校内
開設時間	・平日(月～金)…児童の下校時～17時30分 ・学校休業日(長期・振替等)…8時30分～17時30分 ※土・日曜日・祝祭日、年末年始(12月30日～1月5日)、各地区祭典本祭日、お盆(8月13日～8月16日)、悪天候および流行性疾患による学校の臨時休校日はお休みします。
負担金	月額3,000円(町民税非課税世帯は1,500円、生活保護世帯は免除) 月の利用が15日未満の場合は日割り計算となります。

◎申し込み・問い合わせ先 保健福祉課福祉係 (内線 273)